

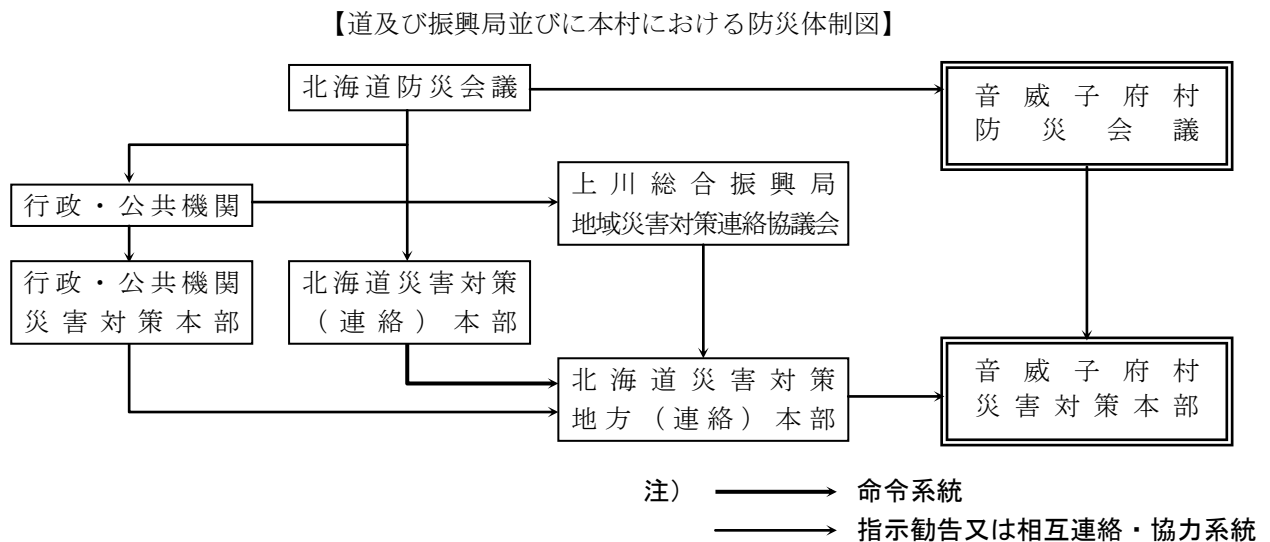
第3章 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図る。

第1節 組織計画

本村には、防災行政を総合的に運営するための組織として音威子府村防災会議があり、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、音威子府村災害対策本部を設置し、応急対策活動等を実施する。

その系統は下図のとおりである。



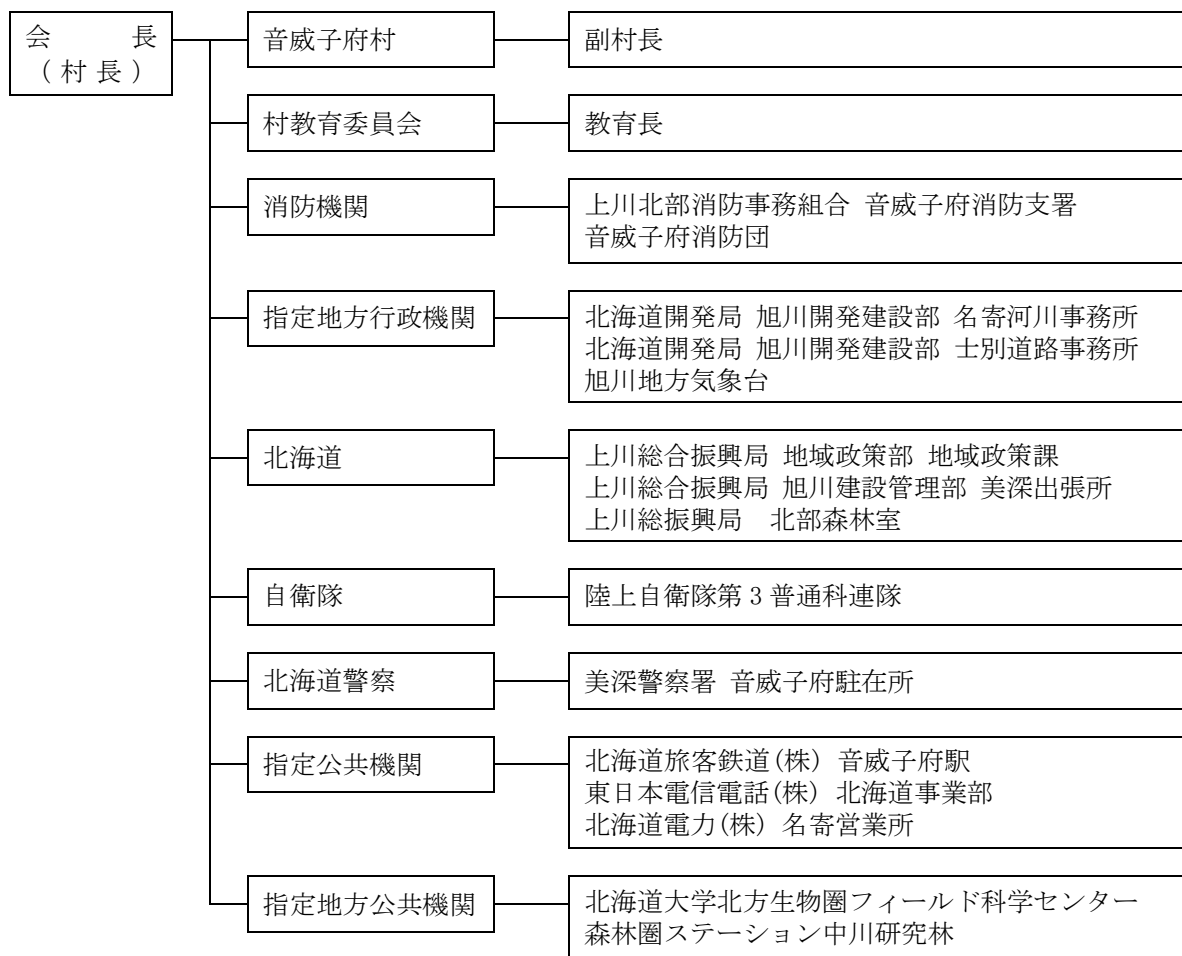
第1 防災会議

防災会議は、基本法第16条第6項に基づく音威子府村防災会議条例（以下、本節において「条例」という。）により、その事務所掌及び組織が定められている。

村長を会長とし、村長が任命する者等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、本村における防災に関する基本方針及び計画を作成し、防災に関する重要事項を審議するとともに、その実施の推進を図ること、災害の発生時においては、関係機関相互間の連絡調整を図ることを任務とする。

組織及び運営の概要は、次のとおりである。

1 音威子府村防災会議の組織



2 運営

防災会議の運営は、音威子府村防災会議条例（昭和37年条例第11号）による。

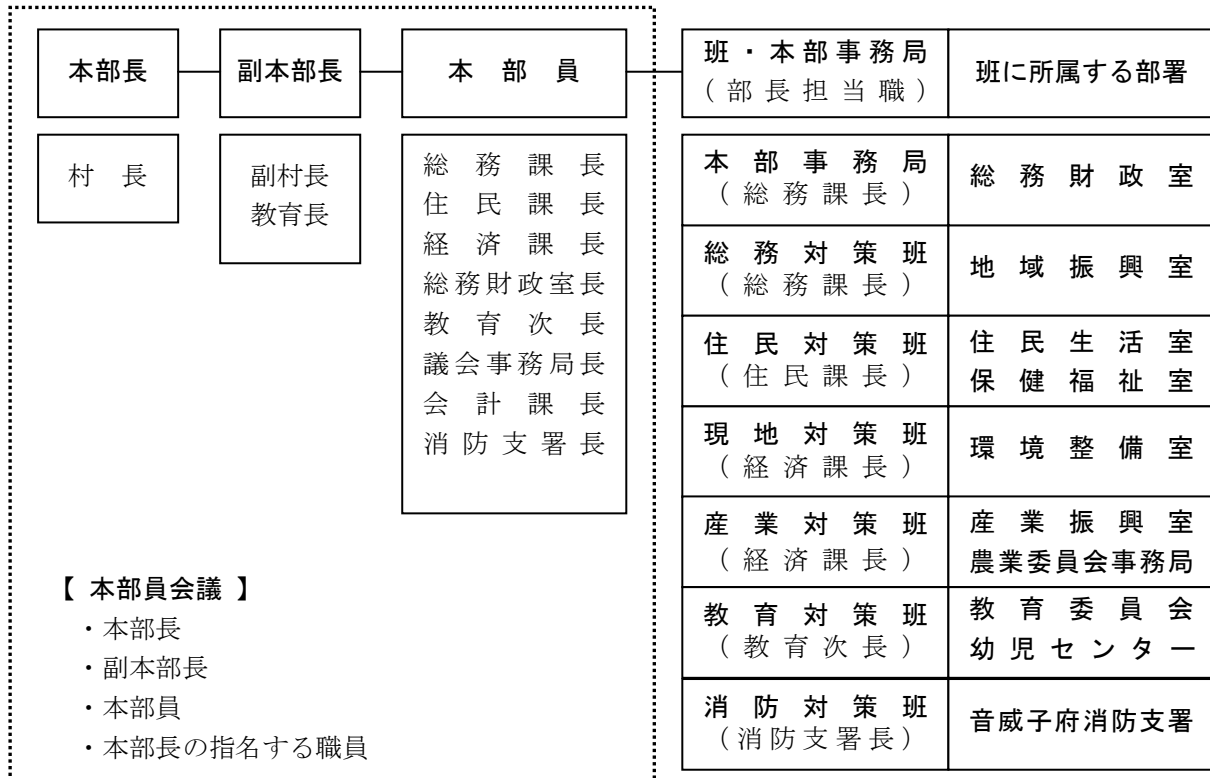
資料編〔条例・協定等〕 ・音威子府村防災会議条例（資料19）

第2 災害対策本部

1 組織等

災害対策本部の組織は、次のとおりである。

図表 音威子府村災害対策本部の組織

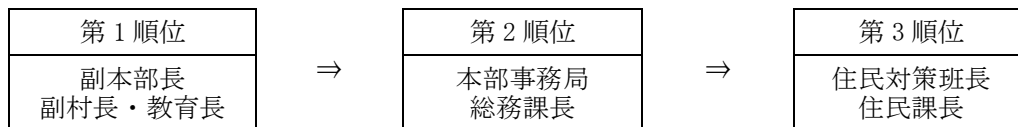


2 運営

災害対策本部の運営は、音威子府村災害対策本部条例（昭和39年条例第20号）及び音威子府村災害対策本部運営規定（昭和38年9月20日防災会議議決）による。

(1) 村長（本部長）の職務代理

災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る村長（本部長）の職務に関して、村長（本部長）に事故等のあった場合は、次のとおり職務を代理する。



以下、第4順位 現地対策班長（経済課長）、第5順位 教育対策班長（教育次長）とする。

資料編〔条例・協定等〕 ・音威子府村災害対策本部条例（資料20）

3 災害対策本部の各部所掌事務

災害対策本部の事務分掌は、次のとおりである。

班	対 策 事 項	班に属する 職員の所属先
本部 事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の総括に関する事。 2 災害対策本部の設置運営に関する事。 3 防災会議その他関係機関との連絡に関する事。 4 特別警報・警報・注意報並びに情報等の収集、伝達に関する事。 5 災害情報の収集、伝達に関する事。 6 災害現地との連絡、伝令、通信等に関する事。 7 避難の勧告又は指示の発令に関する事。 8 庁内の非常配備体制に関する事。 9 自衛隊災害派遣要請に関する事。 10 救助法の適用に関する事。 11 災害関係予算の編成及び災害関係経費に関する事。 12 り災証明に関する事。 13 災害に伴う金銭（義援金等の受入れを含む）の出納及び保管に関する事。 14 義援金等の配分に関する事。 15 議会との連絡調整に関する事。 16 その他各部、班に属さない事。 	総務財政室
総務 対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害広報に関する事。 2 災害時の非常通信計画に関する事。 3 本部、各班の連絡調整に関する事。 4 災害対策本部の庶務に関する事。 5 職員の災害動員計画に関する事。 6 職員の非常招集に関する事。 7 動員職員の出動状況の記録に関する事。 8 動員職員に対する災害用備蓄品等の貸与並びに給食及び寝具の調達供給に関する事。 9 食料の確保供給に関する事。 10 応急、復旧資材等物資の調達及び救援物資の受入れに関する事。 11 避難所への救援物資の輸送に関する事。 12 災害記録・写真及び災害統計に関する事。 13 被災者からの陳情等の処理に関する事。 14 村有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 15 他対策班への応援に関する事。 	地域振興室
住民 対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所及び避難場所の開設、管理運営の総括に関する事。 2 避難場所の記録（避難者名簿等）及び報告に関する事。 3 住民への気象情報、避難勧告等の伝達に関する事。 4 被災者の避難場所への誘導に関する事。 5 避難者の移送に関する事。 6 災害時の防犯に関する事。 7 災害に係る相談、苦情等に関する事。 8 住民組織等（自治会、自主防災組織等）との連絡調整に関する事。 9 防災ボランティアの受入れ及び調整に関する事。 10 災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する事。 11 避難所における仮設トイレの設置に関する事。 12 災害時における遺体の処理及び埋葬に関する事。 13 被災地の環境衛生保持に関する事。 14 被災地の交通安全対策に関する事。 15 被災納税者の調査に関する事。 16 被災者の村税減免に関する事。 	住民生活室 保健福祉室

班	対 策 事 項	班に属する 職員の所属先
住民 対策班	17 社会福祉施設及び音威子府村幼児センター施設の被害調査に関する事 18 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関する事 19 被災者の避難誘導の支援に関する事 20 ひとり暮らし高齢者、障がい者等（避難行動要支援者）の避難等の安全 確保及び保護に関する事 21 炊き出しに関する事 22 救援物資の保管・仕分けに関する事 23 被災者の生活保護に関する事 24 救護班の設置に関する事 25 応急救護所の開設及び管理に関する事 26 被災者に対する保健指導及び栄養指導に関する事 27 上川保健福祉事務所（名寄保健所）との連絡調整に関する事 28 上川北部医師会（音威子府村診療所）及び歯科医師会（歯科医院）、並 びに周辺医療機関との連絡調整に関する事 29 感染症予防に関する事 30 防疫に関する事 31 傷病者の手当、収容並びに救急医療及び助産その他医療全般に関する事	住民生活室 保健福祉室
現 地 対 策 班	1 道路の通行禁止及び制限の措置に関する事 2 道路、橋梁、河川、公園等の被害調査及び防災措置要請に関する事 3 道路、橋梁、河川、公園等の保護及び応急対策に関する事 4 道路、橋梁、河川、公園等の災害復旧に関する事 5 応急作業用車両等の確保、調達、配分及び保管に関する事 6 障害物の除去に関する事 7 市街地の浸水防止対策に関する事 8 危険水防区域の警戒巡視に関する事 9 災害時の関係河川水位雨量の情報収集に関する事 10 応急仮設住宅等の設置に関する事 11 一般建築物の被害調査に関する事 12 住宅の応急修理に関する事 13 公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 14 災害時の輸送の総括に関する事 15 災害時における飲料水の供給に関する事 16 災害時における応急給水に関する事 17 上下水道施設の被害調査及び災害応急対策に関する事 18 水源地の確保、管理及び水質保全に関する事	環境整備室
産 業 対 策 班	1 農業関係の被害調査及び応急対策に関する事 2 被災農家の援護に関する事 3 農業被害に関する応急対策及び災害復旧に関する事 4 農業災害補償及び農業関係資金の融資に関する事 5 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関する事 6 死亡獣畜の処理に関する事 7 林野火災に関する事 8 村有林の被害調査及び被害対策に関する事 9 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事 10 商工業関係の被害調査に関する事 11 被災商工業者の援護対策に関する事 12 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関する事 13 災害時の消費物資の確保及び物価安定に関する事 14 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事 15 災害時における商工業観光機関との連絡調整に関する事	産業振興室 農業委員会 事務局

班	対 策 事 項	班に属する 職員の所属先
教育対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育施設の被害調査及び応急措置に関すること。 2 学校教育施設の災害復旧に関すること。 3 学用品等の配給に関すること。 4 被災児童生徒の応急教育に関すること。 5 幼児センター及び小中学校生徒の避難計画並びに実施に関すること。 6 幼児センター及び小中学校との連絡調整に関すること。 7 幼児センター及び小中学校生徒保護者との連絡調整に関すること。 8 学校教育施設の応急利用に関すること。 9 被災児童生徒の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関すること。 10 教職員の動員に関すること。 11 会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 12 文化財の保護及び応急対策に関すること。 13 社会教育施設の災害復旧に関すること。 14 社会教育施設の応急利用に関すること。 15 体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 16 体育施設の災害復旧に関すること。 17 体育施設の応急利用に関すること。 	教育委員会 幼児センター
消防対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動及び水防活動に関すること。 2 警戒区域の設定に関すること。 3 火災警報等の住民への周知に関すること。 4 住民の避難誘導及び人命救助に関すること。 5 被災者の救出及び行方不明者の捜索に関すること。 6 病人、負傷者、急患等の搬送に関すること。 	音威子府 消防支署

4 災害対策本部の設置基準等

(1) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、基本法第 23 条の 2 により、災害・事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次のいずれかに該当し、村長が必要と認めるときに設置する。

災 害 対 策 本 部 設 置 基 準	
風 水 害	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪 害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模で広域にわたるとき。
大 事 故 等	
航 空 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。 ・航空機が消息を絶ったとき。
鉄 道 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき。
道 路 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。
危 険 物 等 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。
大 規 模 火 災	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。
林 野 火 災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が広範囲にわたり消火活動の難航が予想されるとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。

災害対策本部設置基準	
冷（湿）害	・冷（湿）害被害が発生したとき。
地震災害	・震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
大雨、地震による大規模土砂災害・河道閉塞災害	・被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
その他	・上記以外の災害又は複数の災害が同時に発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 災害対策本部の設置

ア 本部は村役場内に置く。

但し、庁舎が被災し、使用できない場合は、他の公共施設に設置する。

イ 村長（本部長）は、災害対策本部を設置したときは、直ちに次の表区分により、通知及び公表を行う。

また、廃止した場合の通知は、設置したときの連絡方法に準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	庁内放送、電話、メール、口頭
村出先機関の施設責任者	電話、FAX、メール
上川総合振興局長	道防災行政無線、電話、FAX
上川北部消防事務組合 音威子府消防支署長	電話、FAX、メール、派遣連絡員
美深警察署長（音威子府駐在所長）	電話、FAX、メール、派遣連絡員
村防災会議構成機関の長	道防災行政無線、電話、FAX、メール、派遣連絡員、口頭
近隣市町村長	道防災行政無線、電話、FAX、メール
住民	広報車、村ホームページ、口頭（自治会等、住民組織を通じて）、テレビ、ラジオ

(3) 災害対策本部の廃止

村長（本部長）は、次のいずれかに該当するときは、本部を廃止する。

ア 予想された災害発生危険が解消したとき。

イ 災害に関する応急対策措置が完了したとき。

5 災害対策本部の設置又は廃止の通知及び公表

村長（本部長）は、本部を設置し、又は廃止したときは、直ちにその旨を本部員並びに防災会議構成関係機関、上川総合振興局、その他防災関係機関及び住民に対し、それぞれ迅速な方法をもって周知する。

6 本部員会議開催、運営

災害対策本部は、本部員会議を開催し、災害対策の総合調整、その他防災に関する重要事項を協議する。

(1) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員のほか、本部長の指名する職員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。（音威子府村災害対策本部組織図参照）

ア 本部員会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制の決定及びその切替、廃止に関すること。
- (イ) 災害情報、被害状況の分析とこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ウ) 防災関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (エ) その他の災害対策に関する重要な事項。

イ 本部員会議の開催

- (ア) 本部員会議は、本部長が必要の都度招集し、開催する。
- (イ) 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (ウ) 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- (エ) 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、本部事務局長（総務課長）にその旨を申し出る。

ウ 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図る。

(2) 本部連絡員

ア 本部事務局が必要と認めるときは、各班に本部連絡員を置く。

イ 各班長は、予め所属職員の中から本部連絡員を指名し、本部事務局長（総務課長）に報告する。

ウ 本部連絡員の業務は、次のとおりとする。

- (ア) 所属班内の動員及び配備体制状況の掌握
- (イ) 応急対策の実施及び活動状況の掌握
- (ウ) 応急対策実施に伴う応援等の必要な対策の要求
- (エ) 所属班内に係る災害に関する情報のとりまとめ
- (オ) 本部との情報伝達及び所属班内との連絡調整

7 現地災害対策本部

村長（本部長）は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置する。

第3 非常配備体制

村長は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとる。

1 警戒・非常配備体制の基準

非常配備体制の基準及び基準毎の配備要員は、次のとおりである。

図表 非常配備体制の基準

種別	配備時期	配備内容	配備要員
第1非常配備体制	(1) 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報が発表されたとき。 (2) 震度4以上の地震が発生したとき。 (3) その他特に本部長が必要と認めたとき。	(注意体制) 特に関係ある対策班の少数人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。 状況により、第2非常配備体制に移行し得る体制とする。	本部事務局 総務対策班 各本部員 等
第2非常配備体制	(1) 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 (2) 震度5弱及び5強の地震が発生したとき。 (3) その他特に本部長が必要と認めたとき。	(警戒体制) 災害応急対策に関係ある各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動が開始できる体制をとる。 状況により、第3非常配備体制に直ちに切り替え得る体制とする。	各関係所要の人員
第3非常配備体制	(1) 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 (2) 震度6弱以上の地震が発生したとき (3) 予想されない重大な災害が発生したとき。 (4) その他特に本部長が必要と認めたとき。	(非常体制) 災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制をとる。	全職員

注 被害の状況等により、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制をとる。

2 非常配備体制の活動要領

(1) 動員の方法

ア 総務課長（本部事務局長）は、村長（本部長）の非常配備決定に基づき、本部員（各対策班長等）に対し、本部の設置及び非常配備を通知する。

イ 各課長（各対策班長）は、アの通知を受けたときは、配備要員に対し、当該通知の内容を通知する。

ウ 配備要員（職員）は、各課長（各対策班長）よりイの通知を受けたときは、直ち

に所定の配備につく。

エ 各課長（各対策班長）は、予め部内の職員連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底しておく。

オ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに従って行う。

(2) 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

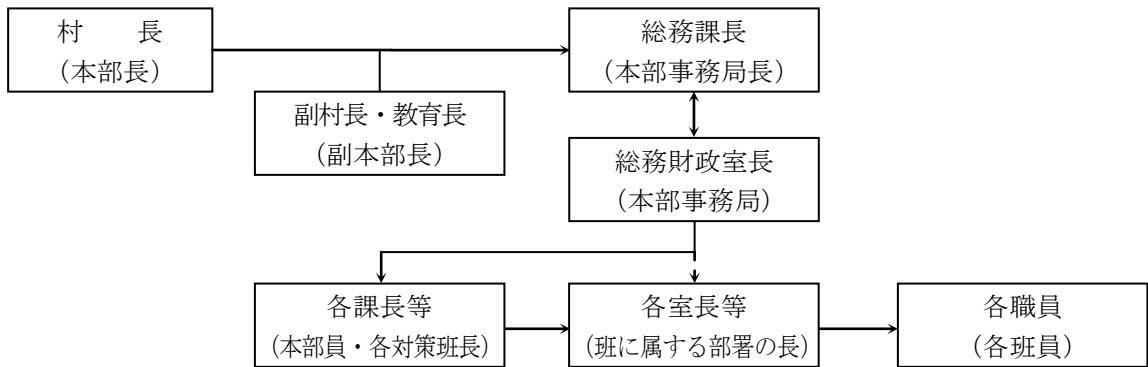
ア 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法

(ア) 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合、村長（本部長）の指示により、総務課長（本部事務局長）は、各課長（各対策班長）に通知する。

(イ) 各課長等（本部員・各対策班長）は、速やかに所属職員に通知するとともに、指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整える。

(ウ) 伝達は、口頭、電話及び庁内放送等による。

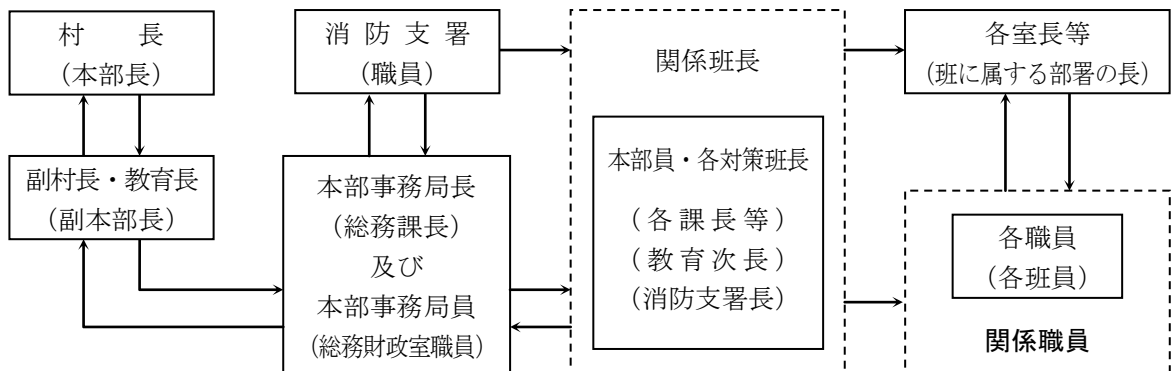
図表 伝達系統（勤務時間内）



イ 休日又は退庁後（勤務時間外）の伝達系統及び伝達方法

当直者及び宿直、警備担当者がいない本村の状況における休日・夜間の職員の動員については、原則として、「ウ 職員の緊急参集」により、参集する。

図表 伝達系統（休日又は退庁後（音威子府消防支署からの連絡による場合））



ウ 職員の緊急参集

(ア) 村長（本部長）は、勤務時間外、休日等に「非常配備体制」を発令したときは、職員の動員（招集）を指示する。

(イ) 職員は、勤務時間外、休日等において動員（招集）の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害

の情報により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により直ちに所属、又は予め指定された場所に参集し配備につく。

a 本部が設置された場合は、電話、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ等により周知し、職員がこの旨を知った場合は、直ちに参集する。

b 震度4以上の地震が発生したときは、該当する職員は自発的に参集する。

なお、震度5強以上の地震が発生した場合は、全職員が動員（招集）の指示を待つことなく、自発的にバイク、自転車等できる限り早期に参集できる有効な手段を用いて、参集する。

c 通信の途絶等により連絡がとれない場合、自らの判断により参集する。

(ウ) 勤務時間外の参集時には、概ね次の事項に留意して行動する。

a 安全確認

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

b 参集者の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。

c 被害状況の報告

参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、病院・診療所、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、所属の課長（各対策班長）に、詳しく報告する。

d 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、上川北部消防事務組合 音威子府消防支署又は美深警察署（音威子府駐在所）等へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、近隣住民の協力を求めた消火活動など適切な措置をとり、職員本人はできる限り迅速な参集を行う。

エ 参集状況の把握

各課長（各対策班長）は、職員の参集状況について、次によりその内容を記録する。

(ア) 職員参集状況報告書（別記第1号様式）

(イ) 職員等安否確認調査票（別記第2号様式）

資料編【様式】 ・職員参集状況報告書（別記第1号様式）
・職員等安否確認調査票（別記第2号様式）

(3) 非常配備体制下の活動

第1～3 非常配備体制下における活動の要点は、概ね次のとおりである。

ア 第1 非常配備体制下の活動

(ア) 総務課長（本部事務局長）は、旭川地方气象台その他防災関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等の情報収集を行う。

(イ) 総務課長（本部事務局長）は、関係する各課長（各対策班長）に収集情報を提供し、各対策班の活動状況等を把握する。

(ウ) 関係する各課長（各対策班長）は、総務課長（本部事務局長）からの情報又は連絡に即応し、情報に対応する措置を検討するとともに、待機職員に随時、巡

回活動等の必要な指示を行う。

- (エ) 第1 非常配備体制の職員の人数は、状況により関係する対策班において増減する。

イ 第2 非常配備体制下の活動

- (ア) 村長（本部長）は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて災害対策本部会議を開催する。

- (イ) 各課長（各対策班長）は、所掌事務に係る情報の収集伝達体制を強化する。

- (ウ) 総務課長（本部事務局長）は、各課長（各対策班長）及び防災会議構成機関と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、その状況を村長（本部長）に報告する。

- (エ) 各課長（各対策班長）は、次の措置をとり、その状況を総務課長（本部事務局長）に報告する。

- a 災害の現況を対職員に周知し、所要の人員を非常配備につかせること。

- b 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災地区（被災予定地）へ配置すること。

- c 関係する対策班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3 非常配備体制下の活動

総務課長（本部事務局長）及び全職員は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時、村長（本部長）に報告する。

- (ア) 本部連絡員

総務課長（本部事務局長）が必要と認めたときは、各対策班に本部連絡員を置く。

本部連絡員は、各対策班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策班に伝達する。

- (イ) 本部情報収集責任者

災害対策本部の設置と同時に本部情報収集責任者を置く。

本部情報収集責任者は、総務財政室職員（本部事務局職員）のうちから、総務課長（本部事務局長）が指名する者を当てる。

本部情報収集責任者は災害情報の収集及び本部からの連絡事項の伝達に当たる。

第4 住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、村長（本部長）は、災害の状況により必要と認められた場合、住民組織等（自治会、自主防災組織等）に対し、次の災害対策活動の応援協力を要請する。

1 協力要請事項

住民組織等に対して協力を要請する事項は、概ね次のとおりである。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための一時避難場所及び被災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。

- (3) 災害情報の収集及び災害対策本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の住民に対する広報に関すること。
- (5) 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (6) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (7) 災害対策本部員が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (8) その他救助活動に必要な事項で、村長（本部長）が協力を求める事項。

2 担当対策班

住民組織等の活動についての担当対策班は、協力を求める種別によって、関係する対策班とする。

3 自主防災組織への協力要請

- (1) 自主防災組織の育成については、「第4章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」による。
- (2) 自主防災組織が組織された場合にあっては、村長（本部長）は、自主防災組織に協力を要請する。

第2節 気象業務に関する計画

暴風、大雨、大雪、洪水による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の予報（注意報を含む）、特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は、次のとおりである。

第1 特別警報・警報・注意報並びに情報等の通報及び伝達

気象等に関する警報、注意報及び火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき行われるもので、本村における特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、伝達方法等は、次による。

1 予報区

村が該当する一般予報区（※1）及び及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりである。

区 分	概 要
府県予報区名（担当気象官署）	上川・留萌地方（旭川地方気象台）
一次細分区域名（※2）	上川地方
市町村等をまとめた地域（※3）	上川北部

※1 一般予報区は、国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）、全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区をさらに56に分割した府県予報区に分かれている。北海道は全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と、7つの府県予報区に分かれている。

※2 一次細分区域は、府県天気予報を定期的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定している。北海道においては、オホーツク総合振興局管内は網走地方・北見地方・紋別地方、その他は総合振興局又は振興局単位の地方とする。

※3 市町村等をまとめた地域は、二次細分区域ごとに発表する特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

2 気象情報等

(1) 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測成果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進させることを目的とする情報。

気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。

(2) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(3) 土砂災害警戒情報

北海道と旭川地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大

雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

(4) 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で数年に、一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト（局地的・短時間に上空から吹く極端に強い下降気流）等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報。情報の有効期間は、発表から1時間である。

3 特別警報・警報・注意報の種類並びに発表基準

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

種 類	概 要
特 別 警 報	大雨、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(1) 特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。

発表する特別警報の種類及び発表基準例は、次のとおりである。

なお、緊急地震速報についても特別警報に位置づける。

一般の利用に適合する特別警報	発 表 基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される

一般の利用に適合する特別警報	発表基準
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

(2) 気象警報発表基準

大雨	（浸水害）	雨量基準	1時間雨量 50mm
	（土砂災害）	土壌雨量指数基準	119
暴風		平均風速	16m/s
暴風雪		平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50cm

※大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

(3) 気象注意報発表基準

大雨	雨量基準	1時間雨量 30mm
	土壌雨量指数基準	77
強風	平均風速	12m/s
風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 30cm
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
濃霧	視程	200m
乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%	
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上で、日平均気温 5℃以上	
低温	4月～6月、8月中旬～10月：（平均気温） 平年より6℃以上低い日 7月～8月上旬：（気温） 14℃以下12時間以上継続 11月～3月：（最低気温） 平年より12℃以上低い	
霜	最低気温 3℃以下	
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

※土壌雨量指数：土壌雨量指数基準値は 1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。

(4) 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報	1時間雨量 90mm
------------	------------

(5) 地面現象警報及び注意報

地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。
--------	---

地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
---------	---

(6) 浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。

(7) 洪水警報及び注意報

洪水警報	雨量基準	—
	流域雨量指数基準	音威子府川流域=7
	複合基準	—
	指定河川洪水予報による基準	天塩川 [美深橋]
洪水注意報	雨量基準	—
	流域雨量指数基準	音威子府川流域=5
	複合基準	—
	指定河川洪水予報による基準	天塩川 [美深橋]

3 特別警報・警報・注意報の伝達

(1) 気象特別警報・警報・注意報の受理及び報告

ア 気象特別警報・警報・注意報等は、勤務時間中は総務課 総務財政室が、勤務時間外は、上川北部消防事務組合 音威子府消防支署が受理する。

イ 勤務時間外に上川北部消防事務組合 音威子府消防支署が気象特別警報・警報・注意報等を受けたときは、気象通報受理簿（兼送信票）（別記第3号様式）に記載するとともに、次に掲げる気象特別警報、警報については、総務課長に連絡する。

〔連絡する気象特別警報、警報…暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水〕

ウ 気象通報受理簿（兼送信票）は、総務課長に提出する。

エ 総務課長は、気象警報及び注意報を受理した場合、速やかに副村長、教育長に報告するとともに、必要に応じて関係課長等に連絡する。

資料編〔様式〕	・気象通報受理簿（兼送信票）（別記第3号様式）
---------	-------------------------

(2) 伝達系統

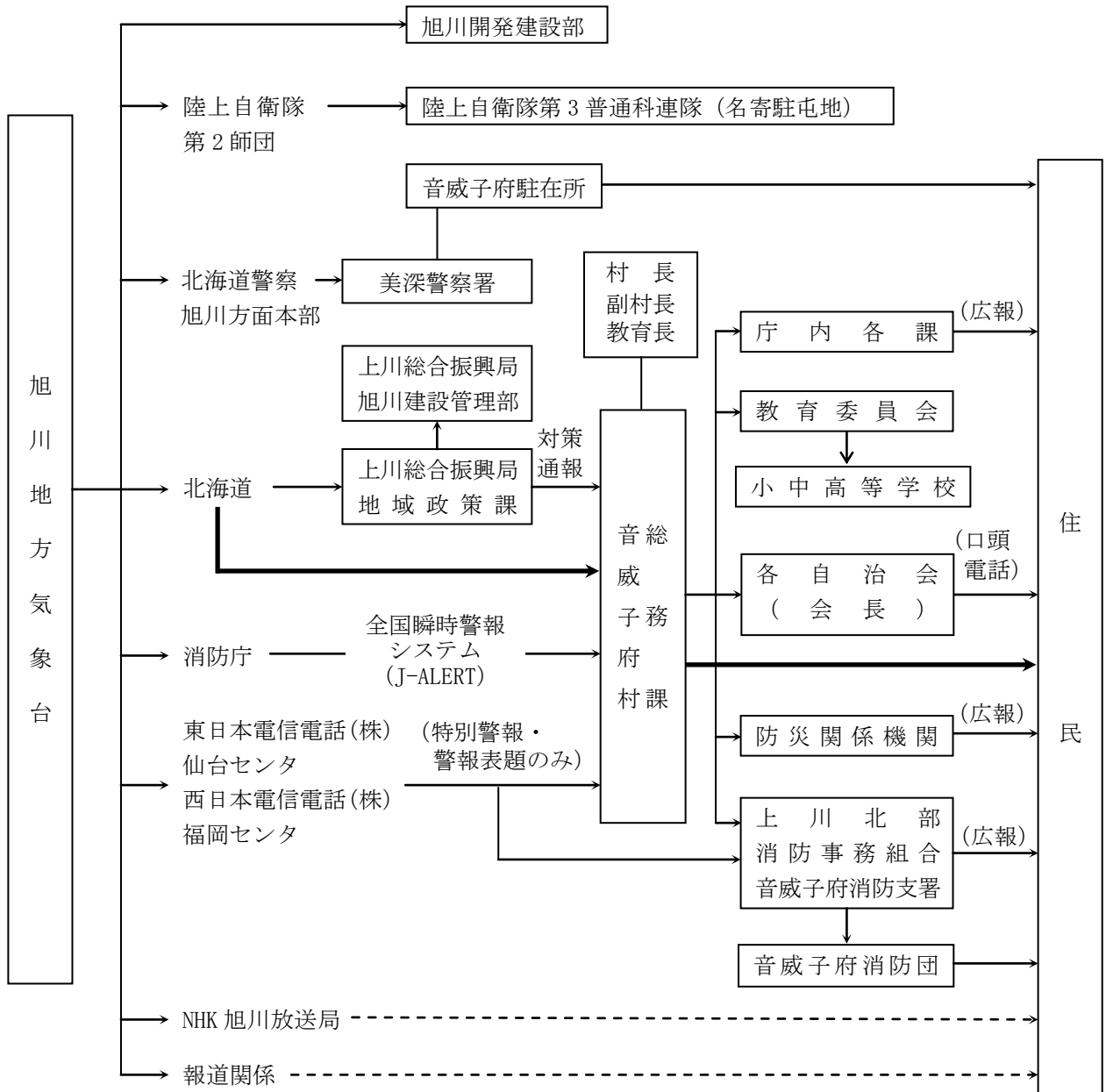
気象特別警報・警報・注意報は、次のように伝達系統により、電話、防災行政無線、ファクシミリその他最も有効な方法を用いて通報、又は伝達する。

総務課 総務財政室は、気象特別警報・警報・注意報を受理したときは、直ちに総務課長に連絡した上で指示を受け、必要に応じて関係課長等に連絡するとともに、関係機関、団体、学校及び住民に対し予警報発表に伴う必要な事項の周知徹底を図る。

なお、特別警報の内容については、気象庁自ら報道機関の協力を求めること等により周知するほか、気象業務法第15条の2に規程に基づき、特別警報を受けた北海道は直ちに関係市町村に通知し、北海道からの通知を受けた市町村は直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置をそれぞれ義務付けられている。

そのため、村は、既存の通信網や道及び防災機関、報道機関の放送網を活用し、住民へ確実に伝達する体制とする。

図表 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図



※ 図中太線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知が義務付けられている経路

4 水防活動用気象警報及び気象注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報（特別警報を含む）及び注意報により代行される。

(1) 種類

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき

(2) 指定河川洪水予報（水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

ア 指定河川及び担当

水系名	河川名	担当
天塩川	天塩川	旭川地方气象台、旭川開発建設部

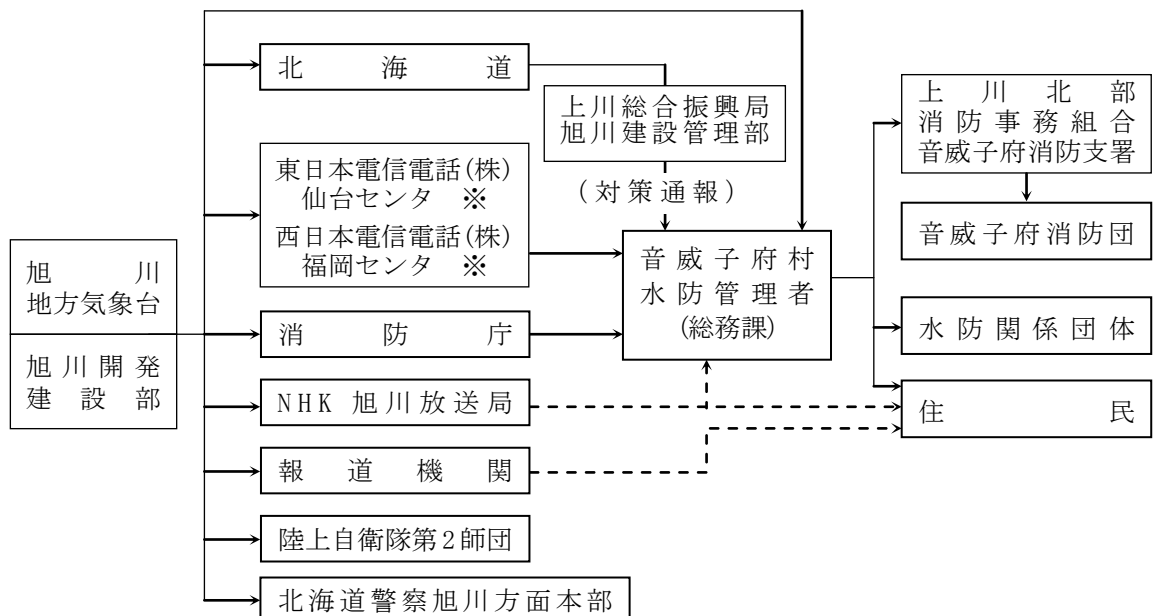
イ 洪水予報の種類及び発表基準

河川名	天塩川
基準水位観測所	美深橋
所在地	中川郡美深町敷島（美深橋下流180m）

洪水予報の種類	発表基準	水位	求められる行動
はん濫発生情報（洪水警報）	氾濫発生	—	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
はん濫危険情報（洪水警報）	氾濫危険水位に到達	氾濫危険水位 73.00m	住民避難を完了
はん濫警戒情報（洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難判断水位 72.70m	避難勧告等の発令を判断し、状況に応じて発令
はん濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫注意水位 71.70m	避難準備情報の発令を判断し、状況に応じて発令

※指定河川洪水予報は旭川地方气象台と旭川開発建設部が共同で発表する。

ウ 伝達系統

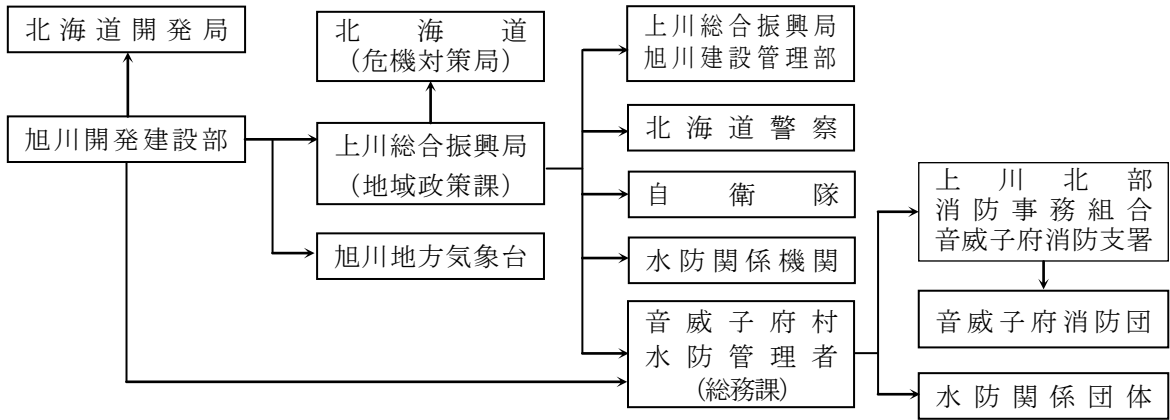


※印は警報発表時のみ

(3) 水防警報（水防法第16条第1項）

北海道開発局又は知事が指定する河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表する。

ア 伝達系統（北海道開発局が発表する場合（国土交通大臣が行う水防警報））



5 雨量情報・水位情報

(1) 雨量情報・水位情報

村内を流れる河川の雨量・水位情報は、国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」にて確認することができ、雨量情報・水位情報及び基準水位は、以下のとおりである。

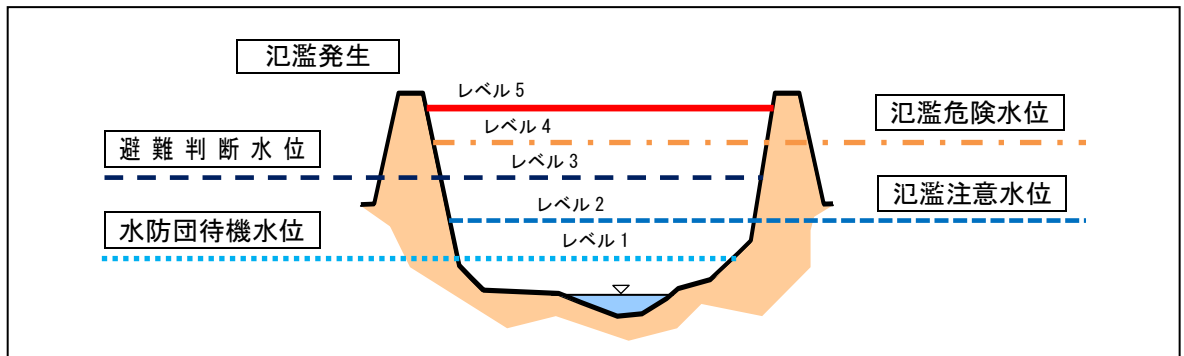
図表 雨量観測所

河川名	観測所名	所在地	標高	種別
天塩川	音威子府	中川郡音威子府村（音威子府大橋上流 500m）	44m	テレメータ雨量
その他	音威子府（気象）	中川郡音威子府村音威子府	40m	テレメータ雨量

図表 観測地点と基準水位

河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
天塩川	美深橋	中川郡美深町敷島（美深橋下流 180m）	70.90m	71.70m	72.70m	73.00m
	茨内	中川郡音威子府村茨内（音威子府大橋上流 3.0km）	39.70m	40.10m	—	—

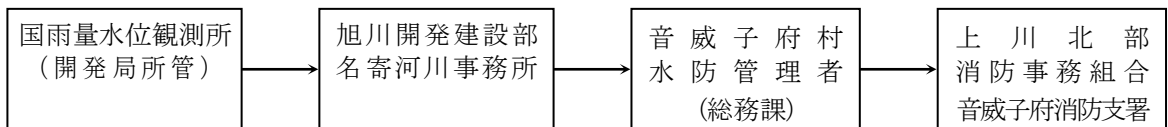
図表 （参考）雨量観測地点の位置図と洪水危険レベルについて



水位危険度のレベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表基準	村・住民に求める行動等
レベル5	はん濫発生情報 [洪水警報]	(氾濫発生)	氾濫が発生したとき	逃げ遅れた住民の救助等、新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4 (危険)	はん濫危険情報 [洪水警報]	氾濫危険水位	氾濫危険水位に到達したとき	避難指示
レベル3 (警戒)	はん濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	避難判断水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき	村は、避難勧告等の発令を判断 住民は、避難を判断
レベル2 (注意)	はん濫注意情報 [洪水注意報]	氾濫注意水位	氾濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき	村は、避難準備情報（要援護者避難情報）発令を判断 住民は、氾濫に関する情報に注意 水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	さらに水位が上昇すると予想されるとき	水防団待機 水防団準備

(2) 通報系統

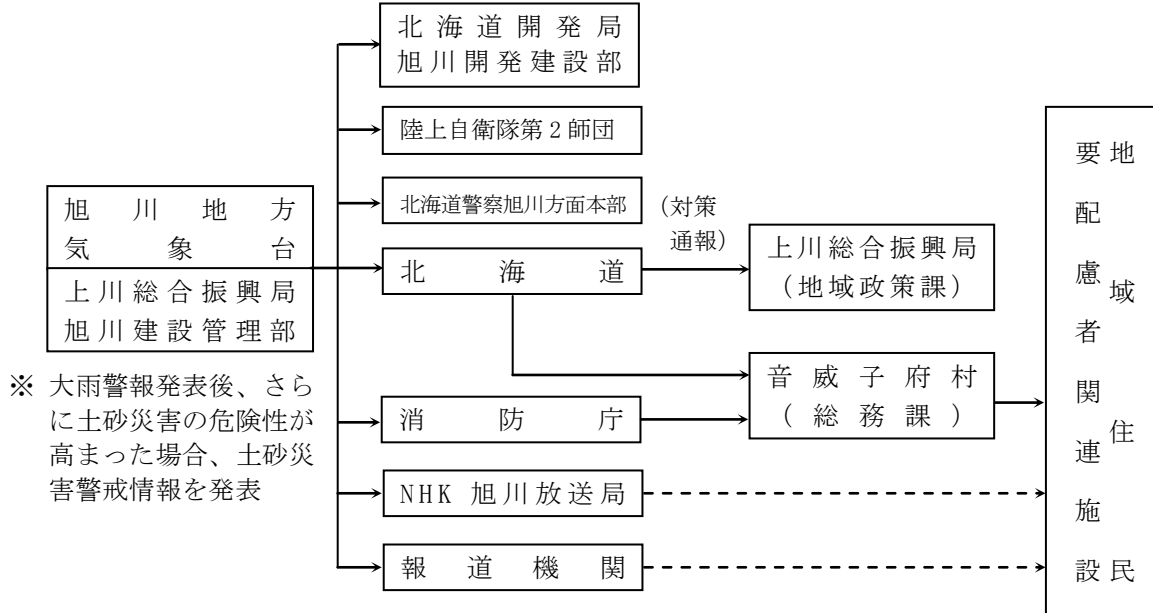
雨量水位観測通報系統は、以下のとおりである。



6 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まったときに、村長が防災活動・避難勧告等の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、上川総合振興局（旭川建設管理部）と旭川地方气象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。

伝達は次の系統により行う。



7 火災に関するもの

(1) 火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき、気象官署から各振興局長に通報されるものである。

通報された振興局長は、管内市町村長に通報する。

ア 通報基準

発表官署	通報基準
旭川地方气象台	実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは、平均風速で陸上10m/s以上が予想される場合。但し、平均風速が10m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

イ 伝達系統

伝達系統は次のとおりである。



(2) 林野火災気象情報

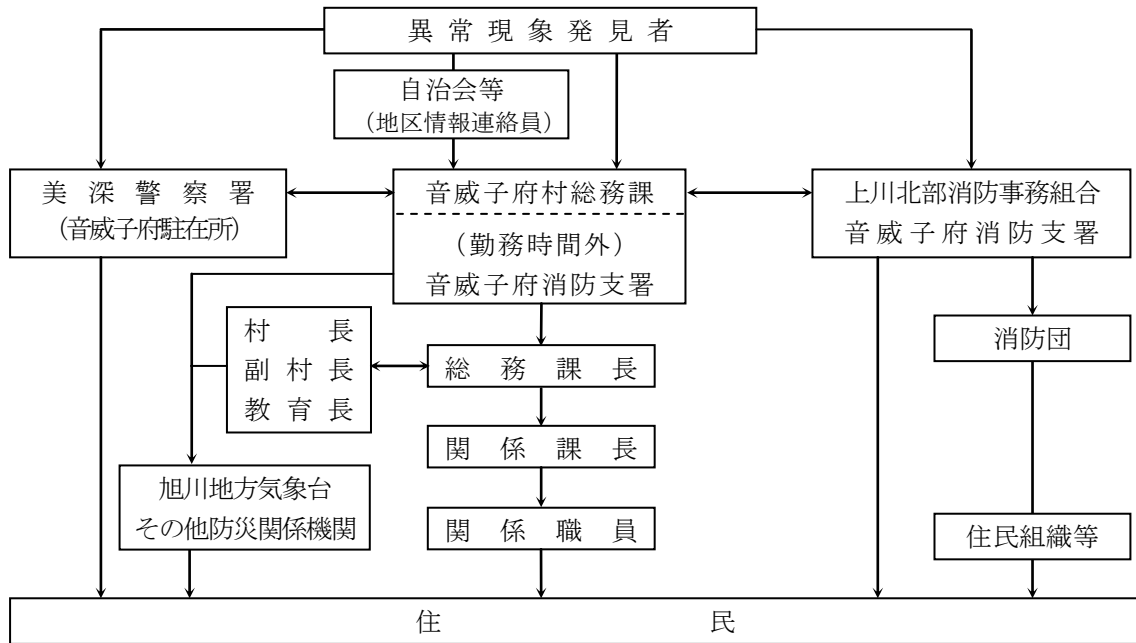
林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は「第7章 第6節 林野火災対策計画」により実施する。

第2 異常現象を発見した者の措置等

1 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は異常現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位等）発見者は、災害情報連絡系統図により速やかに村、美深警察署、上川北部消防事務組合 音威子府消防支署等に通報する。

図表 災害情報連絡系統図



2 音威子府村への通報

異常現象を発見した場合、又は発見者から通報を受けた場合は、災害情報連絡系統図により直ちに村（総務課）に通報する。

3 音威子府村から防災関係機関への通報及び住民への通知

- (1) 村長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じ旭川地方気象台、その他防災関係機関に通報するとともに住民に周知する。
- (2) 防災関係機関への通報及び住民への通知は、災害情報連絡系統図による。

4 通報の取扱い

- (1) 勤務時間外の通報は、上川北部消防事務組合 音威子府消防支署が受理し、総務課長に報告する。
- (2) 総務課は、発見者又は上川北部消防事務組合 音威子府消防支署からの通報を受けたときは、村長又は副村長、教育長に報告するとともに事務処理に当たる。

5 災害情報等の収集及び報告

- (1) 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、速やかに災害情報及び被害状況を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、防災関係機関に対し、災害情報連絡系統図により災害情報等を連絡する。
- (2) 災害が発生した場合は、道が定める災害情報報告取扱要領に基づき、その状況を上川総合振興局長に報告する。

上川総合振興局（地域政策部地域政策課）

- ・電話（NTT回線） 46-5918
- ・FAX（NTT回線） 46-5204
- ・総合行政情報ネットワーク 電話 6-550-2191、FAX 6-550-2083